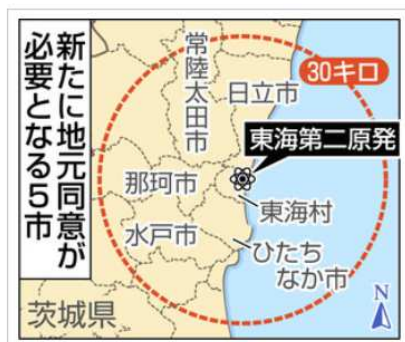


東海第二原発の新安全協定

初めてUPZ自治体に、再稼働の事前了解の権限を認める 立地の東海村を含む6市村に同等の権限

「東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」 2018年3月29日締結

6市村（東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市）と、日本原子力発電(株)の協定/ 茨城県は立会人



東京新聞 2017. 11. 23

(実質的事前了解)

第6条 この協定においては、乙が新規規制基準適合に伴う稼働及び延長運転をしようとするときは甲による意見の提起及び回答の要求並びに乙による回答の義務、甲による現地確認の実施、協議会における協議並びに甲による追加の安全対策の要求と乙による適切な対応義務とを通じた事前協議により実質的に甲の事前了解を得る仕組みとする。

(引用者注 甲：6市村、乙：日本原電)

◆立地以外のUPZ自治体に、再稼働の事前了解の権限を初めて認めた

事前了解については「実質的」という文言が入っているが、事前協議と協議会の設置を義務付け、6市村全てが納得しなければ、再稼働には進めないことになっている。そのことは、新協定締結と同時に、日本原電の「確認書」で「6市村が新たに同等に確保した権限の内容」としてまとめられている（確認書より一部抜粋。河川は引用者）。

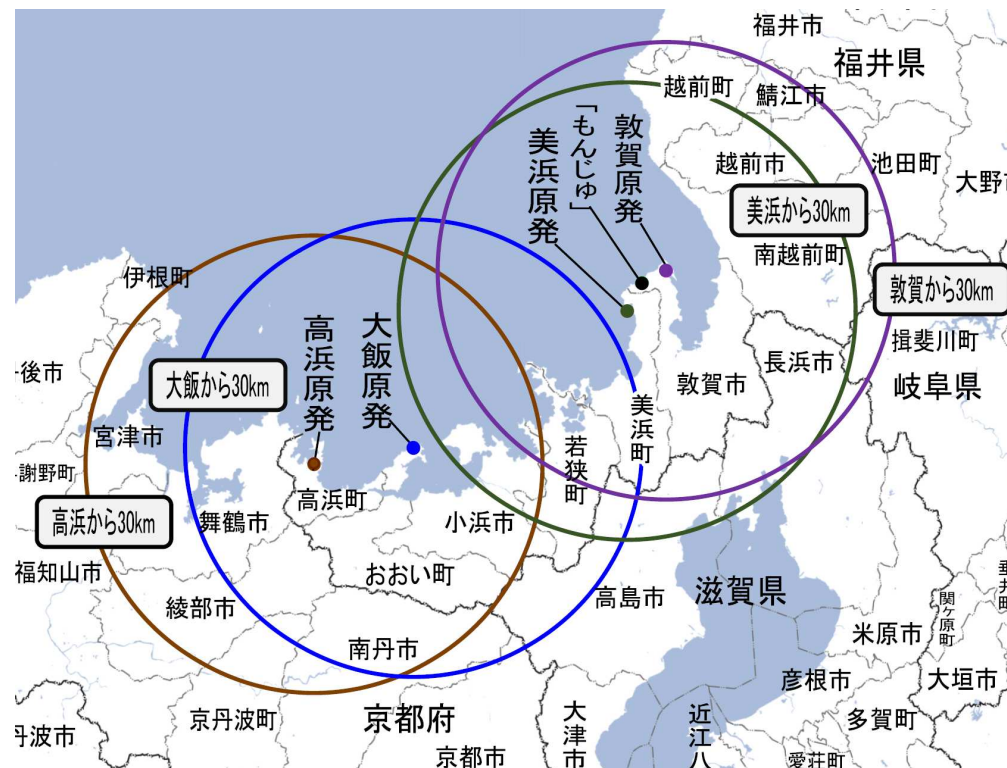
- 新協定が実質的にいわゆる事前了解を担保した協定であることをより一層明確にするために、6市村が同等に確保した権限として、「実質的事前了解」に関する規定を第6条として、新協定の中で明文化いたしました。
- 「協議会の開催要求の権限」は、発電所の稼働及び延長運転を行う前に、6市村それぞれが事前協議を求めることができる権限を6市村それぞれが確保したということであり、事業者にはそれらに必ず応じなければならないという重い義務を負わせたものであること。
- 事前協議においては、6市村それぞれが納得するまでとことん協議を継続することを事業者に約束させたものであること。

◆新協定では、6市町に「同等の権限」。「立地」「隣接」「隣々接」の格差はない。「隣々接」の水戸市も「立地」の東海村と同等の権限がある。

若狭の原発をはじめ、各地の安全協定には「立地」「隣接」「隣々接」と区別され、同等の権限はなく、協定内容には著しい格差がある。とりわけ「隣々接」の自治体には「通報連絡協定」しか認められていない。水戸市は「隣々接」となるが事前了解の権限がある。若狭の原発の安全協定と比べれば、画期的内容。

【資料 2】 敦賀原発事故時の避難対象人口 福井県・滋賀県・岐阜県合わせて 42 万 2 千人

県	市町	PAZ	UPZ 等	計
福井県	敦賀市	352	67,948	68,300
	美浜町		10,373	10,373
	若狭町		10,176	10,176
	小浜市		415	415
	南越前町		11,562	11,562
	福井市		1,429	1,429
	鯖江市		68,901	68,901
	越前市		84,487	84,487
	越前町		23,580	23,580
	池田町		3,051	3,051
福井県 計		352	281,922	282,274
滋賀県	長浜市		25,844	25,844
	高島市		20,990	20,990
滋賀県 計			46,834	46,834
岐阜県※1	揖斐川町		443	443
	関ヶ原町		1,200	1,200
	大垣市		91,270	91,270
岐阜県 計			92,913	92,913
合計		352	421,669	422,021



※1：岐阜県の場合、UPZ（緊急防護措置を準備する地域：概ね 30km 圏内）は揖斐川町 443 名だが、岐阜県のシミュレーションで実効線量が年間 100mSv 以上となる可能性が示された地域を「対策強化地域」に指定し、避難対象地域としている。関ヶ原町と大垣市の一部が含まれる。 参考「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（2018 年 3 月 28 日改正）2・3 頁、資料編 1

2018.5.8 美浜の会

表の人口は下記資料より

福井県 原子力防災計画 資料編 地域別資料-3 敦賀地域 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/kikitaisaku/gensiryokubousai-siryou.html?path=C3/C18/C129/P14431>

滋賀県 原子力災害対策編 資料編その 1（2018 年 3 月） <http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/gensiryoku/files/h30shiryohen1-1.pdf>

岐阜県 原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針（2018 年 3 月 28 日改正）2・3 頁、資料編 1

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/genshiryoku/index.data/300328_wide_area_evacuation.pdf

東海第二原発と敦賀原発の安全協定の比較

東海第二原発の協定では、立地以外の自治体の権限を積極的に認めている

日本原電が結んでいる安全協定では、東海第二原発と敦賀原発では内容が全く異なる。
東海第二原発の安全協定は、「新協定」とは別に、従来からの安全協定があり、「新協定」と同じく今年 3 月 29 日に改定された。

その内容は、敦賀原発をはじめ他の原発の協定と全く異なり、立地以外の自治体の権限を積極的に認めている。

	東海第二原発の従来からの協定	敦賀原発の協定
協定の種類	立地・隣接・隣々接を含めて一つ	それぞれ別の協定で三種類
増設・施設変更の 事前了解	立地の東海村のみ しかし、40 年超の再稼働については 「新協定」で 6 市村全てに権限あり	立地の敦賀市のみ
立入調査	6 市村全て	立地と隣接の美浜町のみ 隣接の滋賀県は「現地確認」
運転停止等の 異常時の措置	東海村 5 市も、茨城県と東海村に運転停止等 を要請できる	敦賀市のみ
隣々接の自治体	水戸市は上記 5 市に含まれ、各権限 がある	「通報連絡等協定」のみ

(詳細は次頁参照)

◆若狭の原発関係の安全協定

○基本的に「隣接」自治体は、増設や施設変更時には「事前の報告」「意見を述べる
ことができる」だけ。

○「隣々接」自治体は、異常時・通常時の通報連絡のみ。

(福井県内の隣々接自治体には立入調査の同行が認められているが、滋賀県にはない)

- 例えば、敦賀原発「隣接」にあたる南越前町は、「安全確保等に関する協定書」を結んでいるが、増設や施設変更については「事前説明や計画の報告」を受け、「意見を述べる」ことができるだけ。
- また、敦賀原発の対岸約 15km にある越前町は、「隣々接」となり、「通報連絡等協定書」のみで、南越前町のような権限もない。

(岐阜県シミュレーションでは、越前町は年 20~100mSv の全身被ばくが予測されているにもかかわらず)

◆岐阜県と揖斐川町は、安全協定を結んでいない

揖斐川町は敦賀原発の U P Z 圏内で、「隣々接」にあたるが、安全協定を結んでいない。
U P Z 圏内の「隣々接」で安全協定を結んでいないのは、岐阜県と揖斐川町だけ。

避難計画を案ずる関西連絡会

【東海第二原発】	安全協定の対象自治体（名称）	締結日	増設の計画・施設の変更	立入調査等	異常時の措置	事故後などの再稼働	通報連絡
立地	茨城県・東海村 （周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書 ※6市村で一つの協定書）	2018.3.29 改定	事前了解（5条）	立入調査（12条1）	運転停止を含む 原発の使用制限 （10条1）	事前協議 （10条5）	○
隣接	日立市（同上）		事前に説明・意見可 →原電は誠意をもって回答 県は必要がある場合は5市に 意見を求める ★新協定で、再稼働につい ては「実質的事前了解」の 権限がある	県と東海村に連絡 し、立入調査可 （12条2）	県と東海村に必要 な措置を求め るよう要請でき る（10条2）		○
	常陸太田市（同上）						
	ひたちなか市（同上） 那珂市（同上）						
隣々接	水戸市（同上）						

【敦賀原発】	安全協定の対象自治体	締結日	増設・施設の変更	立入調査等	異常時の措置	事故後などの再稼働	通報連絡
立地	敦賀市・福井県（安全確保等に関する協定書）	2016.2.10 改定	事前了解 （新設含む）	・県と町が協議して立 入調査 ・緊急時は県に事前連 絡し、市が立入調査可 （覚書6条）	運転停止を含む 原発の使用制限	事前協議	○
相互立地隣接 協定	美浜町・敦賀市 （敦賀発電所に係る美浜町域 の安全確保等に関する協定 書）	2016.2.10 改定	事前に説明・意見可 （新設含む）	立入調査	適切な措置を求め →原電は速やかに対 応・適時報告		○
隣接	南越前町（安全確保等に関する協定書）	2017.2.10 改定	事前に説明・意見可 施設変更は計画の報告・意見可	現地確認・意見可 立入調査の同行可			○
	滋賀県・高島市・長浜市 （同上）	2017.3.22 改定	事前に報告・意見可 （新設含む）	現地確認・意見可			○
隣々接	若狭町（通報連絡等協定書）	2017.2.10 改定		立入調査の同行可			○
	越前町（同上）	同上		同上			
	越前市（同上）	2018.5.11		同上			○
岐阜県・揖斐川町は安全協定なし			日本原電と文書交換で、異常時の通報連絡・平常時の情報交換を確認（安全協定ではない）				

【資料4】 規制庁のマニュアルでは、病院・幼稚園・学校等で 安定ヨウ素剤を備蓄するよう求めています

安定ヨウ素剤は、原発から5km圏内の住民には事前配布されています。30km圏内では、事故後に避難するときに、集合場所等で配布することになっています。しかし、これでは間に合いません。また、30km圏内の学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設にも安定ヨウ素剤は備蓄されていません。

しかし、規制庁のマニュアル「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」では、下記のように、避難弱者の施設で備蓄することを求めています。

◆国の方針では、幼稚園や保育所等の避難弱者の施設で備蓄することを求めています。

備蓄場所	PAZ内(5km 圏内)	PAZ外(5km 以遠)
避難経路に面した公共施設	備蓄しておく必要がある	
避難所等	備蓄しておく必要がある(持っていない住民への配布用)	
学校等 (小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)	備蓄しておく必要がある	備蓄することが望ましい。
幼稚園、保育所等	備蓄しておく必要がある	備蓄の必要性が高い
病院、福祉施設等	備蓄が必要である(※PAZ 内外の区別なし)	
保健所、保健センター等	備蓄・配布場所として適している(※PAZ 内外の区別なし)	
「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」4～5 頁より https://www.nsr.go.jp/data/000024657.pdf (原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 平成 28 年 9 月 30 日版) ※上記の規制庁文書の抜粋は裏面参照		

◆各地の状況

- ・島根県は 30km 圏内住民で希望者に事前配布を実施
- ・鳥取県は 30km圏内住民で希望者に事前配布を決定。8 月から申し込み受付開始
- ・茨城県ひたちなか市は 30km 圏内全市民に事前配布を実施
- ・兵庫県篠山市(高浜原発から 50km)は希望する住民に事前配布を実施
- ・滋賀県は、43km 圏内(滋賀版UPZ)の幼稚園・保育所等に既に安定ヨウ素剤を備蓄

★30km 圏内住民への事前配布と同時に、学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設等に安定ヨウ素剤を備蓄すべきです。

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」 原子力規制庁

(4～5 頁。関連事項の抜粋。下線は引用者)

備蓄場所については、緊急時に速やかに取り出し配布ができるようにする必要がある。さらに、複合災害時に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講じる必要がある。備蓄場所として具体的には下記のような候補が挙げられる。

・学校等：

P A Z内の学校（小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）は全面緊急事態に至った場合にはそこに居る生徒等が住民同様、速やかに避難すべきであり、特に若い年齢の生徒・学生が集まっていることから、これらの学校にも安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

一方、P A Z外の学校は、校舎や講堂等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、生徒や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・幼稚園、保育園等：

P A Z内の幼稚園、保育園等は、3 歳以上の幼児を対象に安定ヨウ素剤の丸剤を、3歳未満の乳幼児を対象にゼリー剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

P A Z外の幼稚園、保育園等は、学校と比較すると小規模の場合が多いが、園庭等が集合場所等に活用できる可能性があることから、丸剤、ゼリー剤の備蓄の必要性が高い。

また、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・病院、福祉施設等：

病院、福祉施設等では患者、職員等が服用するための安定ヨウ素剤の備蓄が必要である。

(※引用者注：P A Z内外の区別なし)